	－ 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和４０年法律第１１２号）第１３条第１項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第２項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040390.121	－－ 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040390.122	－－ その他のもの		Xq1																				
040390.123	－ その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
	－ その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
040390.126	－－ 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040390.127	－－ その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040390.128	－ その他のもの		X	S																			
	(3) 脂肪分が全重量の26%を超えるもの																						
	〔1〕 バターミルクパウダーその他の固形状の物品																						